

福祉実践について—(1)—

三角 同・保延 成子・本間 真宏

(昭和62年9月30日受理)

A Study of Social Work Practice—(1)—

Hitoshi MISUMI, Shigeko HONOBÉ and Masahiro HONMA

(Received September 30, 1987)

はじめに

私たちはこれまで家政学部児童学科及び短期大学部保育科に所属し、福祉関係の教育を担当しながら保母養成のあり方について主に考えてきた¹⁾。保母者としては保母のみならず幼稚園教諭も含むが、私たちはそのことについても少なからず考えてきたつもりである²⁾。それは「児童福祉」が必修科目として学部と短大におかれていることからあきらかであろう。さらに学部児童学専攻に選択科目としておかれている「社会福祉実習」を履修する学生が、このところ多くなってきていることもあり、その体験や得た「資格」を活かすような方向で実習を考えようとしているところである³⁾。そうしたなかでの「社会福祉士及び介護福祉士法」の成立(1987・5)は、今直ちに、というわけではないが、私たちがこれまで模索しながら行ってきた福祉教育のあり方にそれなりのインパクトを与えることになりそうである。さしあたりは社会福祉事業法第18条1項にもとづき学長名で交付している「社会福祉主事」の任用資格証明の扱いであろうが、法律の検討が進められているなかでの今回の資格、免許制度の創設である。それらが今後においてどのようなものとして社会的に承認されていくのかを、まずは注意深くみつめていかなくてはならない。そのなかで本学が寄与しうる部分を見定めていきたいと考えている⁴⁾。

さて、私たちが「福祉実践について」考えようとした契機は、それ以外にもいくつかあげることができる。まず「福祉見直し」の傾向が進行しているなかでの状況——それは高令化社会の到来および幼令人口の急激な減少にみられる——がいわれなくてはならない。すなわち過剰

児童学科・保育科

気味の「保母」資格者を成人障害者施設や老人福祉施設のケア・ワーカーに除々に転換していこうというなかでの、さきの資格・免許法の制定ということであった。私たち自身、日頃の学生たちとの話合いのなかで、幼令人口が減りつつあるからといって、では老人施設に就職するか、という状況ではないことを知っていた。老人施設などに関心を持ち、実習を行った学生はその家庭に祖父母がいるからとか、両親の老後に不安をもっているということからであった。それはそれとして、私たちは、これからの保母養成を「在宅福祉」すなわちコミュニティにおける児童の健全育成に少しづつウエイトを置いていこうという視点で考えていた⁵⁾。すなわち「施設福祉」の充実を妨げるようなコミュニティ・ケアではない、福祉の有料化＝公的責任の後退を許すような福祉教育をどのようにして阻止しうるかということをしあってきたのであった。もとより社会の最小単位としての家族の扶養機能とともに、家庭生活の科学化を重視する「家政学」の動向については、これまでも強い関心をもってきた。それにプラスしての社会福祉の政策(事業)研究および教育であったと考えている。

ともかく、ひとつの方向として、これまでのように「施設保母」とともに学童保育や小規模通園施設の指導員および家庭奉仕員などの養成を考えていこうということであった。ともあれ、このことについては私たちの研究室だけの問題だけではないのであって、学科や学部さらに学園の今後の方向についてのみとおしが明確になったうえで、さらにみつめていかなくてはならないであろう。

つぎに、私たちがこのような研究を意識化しうる契機となったのは昭和61年度後期(半年間)に、いわゆる「研修生」を受け入れたことであった。本学の卒業生で

あり、公立高校で家庭科を担当している彼女との多くの話し合いは、私たちの研究に実に多くの刺激を与えたのであった。その話し合いのなかで「女性のライフサイクル」がテーマとなったとき、今を生きる学生たちが自らの生活をどのように生きているかが問題になった。もとより一人ひとりの人生は独自の・一回的なものであり、一律に論じられるものではない。にもかかわらず、かつての婦人論が女性学といわれ、やや流行的な状況を呈しているのは何故なのか。縁あって女子大学に勤務する私たちにとって、しかも福祉問題を専攻している研究室にあって、この問題について等閑視してはならないのではないかとこの考えをもつようになったのである。

また今夏、共同研究者の一人（本間）はオリンピック開催をひかえて活気づいている韓国を訪問する機会に恵まれた。釜山市東亜大学校社会科学大学の権助教授の研究室でしばらくの時を過ごした。日本の昭和30年代前半の生活水準といわれるなかで、現在の状況や五輪後の変化について憂慮されていたのが印象的であった。案内してくれた卒業生⁶⁾から韓国における婚姻形態、女子教育、女性の地位などについて多くの知見を得ることができたのも、私たちがこの研究にとりくむ契機になったものであるといえよう。

いまひとつ、私たちにつねに大きな刺激を与えているグループがある。卒業論文の指導をとおしてのグループはいうまでもなからう。さらに54年度に短大保育科を卒業したクラス（担任は本間）の仲間たちである。彼女たちとは2年生の夏、合宿し話し合いの機会をもった。それもひとつの縁で卒業後、何度か集まりの会合をもち、彼女たちの卒業後の生活の変化について、いろいろと考えさせられてきたのである。これらの事柄を整理していくなかで「福祉」をたんなる理論としてではなく、あくまで実践のなかで考えていこうという共同研究の素地が作られていったのである。

福祉実践について

(1) 研修生を受け入れて

福祉実践の意義について明らかにしようという、本研究の意図について述べてきたが、その実現は単独の研究の手に余る作業であることは容易に推察されることである。多くの人びとの協同が必要となるが、ともかく何らかのとりかかりを示してみることが求められている。そのひとつが研修生の受け入れであった。われわれが彼

女との話し合いのなかで実に多くの示唆を与えられたことについてはさきに述べた。そのことについていまだ話ししておくことにしたい。

本学38年度卒業生⁷⁾で二人の子どもを育てながら教職を続けてこられた彼女の生き様は、今日まで家政大学を支えてきた多くの人びとに共通するものであると聞いていいだろう。さて今回の研修目的は「高校家庭科における福祉教育のあり方について」ということであった。21世紀の日本社会においてもっとも適度な対応が求められている福祉問題のひとつが老人のそれであることは自明のことといっている。ただし、それがあまりに強調されると、ひとはとかく自らと（その家族の）問題として受けとめがちであり、全体社会のそれとして考えることが困難な状況にある⁸⁾。今回の研修がそのような老人の問題を中心としながらも、社会福祉についての多様な考え方をいくらかでも整理してみるにおかれたのもきわめて当然のことといわなくてはならない。

研修計画はこのような考えのもとに次の4つの柱からたてられた。(1)現代社会における社会福祉サービスの体系をできるだけ理解し、問題点を把握すること。そのうえで(2)老人福祉に限定し、高校生の立場から彼らが問題を理解しうる範囲、レベルについて考えてみる。ついで研修生自身が教師として(3)老人介助の実際を学ぶ、ということであった。研修中に舅を喪くすという不幸があったが、いわゆる「身内」の看護と直接には何ら関係のない老人の介護との差異、老人介助とは何なのかを、実態に即して学習するということで特別養護老人ホーム及び有料老人ホームの見学というプログラムが組まれた。さいごに(4)これからの老後生活を考える、ということで、(イ)施設保護とならんで(ロ)在宅福祉＝コミュニティ・ケアの現状について学んでいくというのが半年間の研修内容であった。そして一緒に参加していた児童学3年の「演習」では一時間ほど高校における家庭科教育の現状などについて報告していただいたが、学生とのディスカッションも活発に行なわれ、私たちにとても、日頃の授業について反省させられるとともに、本当によい勉強の時間になったと思われた。半年間の成果は既に発表されている⁹⁾が、私たちとしては今後においても、このような機会を積極的に利用していきたいと考えている。

さてE・ジェルピは「家族制度と教育」のなかで次のようにいっている。すなわち「産業社会における家族は、新しい教育問題と新しい可能性に直面しつつある。……

考慮しなければならないよりよい変化の一つは、女性の新しい教育的役割である。……労働条件の男女の相違を明確にさせる闘いや女性の権利のための闘いは、同時に生涯教育のプロセスの一次元となる¹⁰⁾という考え方は、女子高等教育の一端にある私たちにとって、きわめて重い意味をもっていると思うからである。

(2)卒業生とのかかわり

次に、本研究において私たちが常々卒業生に焦点をあてて考えてみたいと思っていたことについて述べておこう。私たちはかつて学生が福祉実践に踏みだすための体験である保育実習指導を担当していた。現在も間接的にはあるが携わっているなかで、そのような体験がその後の彼女たちのライフ・サイクルに与えている影響のようなものを知るべきではないか、ということを考えていた。その仮説的な目論見を示したうえで、これからの研究の方向を示しておくことにしたい。

ライフサイクル——人間ならびに家族の連続的な世帯形成とその発展をひとつの生活周期と考え、それが世帯の再生産のためにくり返される現象¹¹⁾——に関する研究はその時々¹²⁾の社会状況をあきらかにする。S・ロウンリーのヨーク市における労働者家族の調査がその嚆矢であり、彼らは生涯において三度、貧乏線以下の生活を強いられることが明らかにされたのは今世紀に入ってからであった¹²⁾。その後、ソーシャルワーク（とくに診断派のケースワーク）においてライフ・ヒストリー（生活史）を重視した処遇プロセスがなされていることは周知のところである¹³⁾。

さらにE・エリクソンによるライフ・ステージ（発達段階）についての研究も見逃してはならないであろう。彼は乳児期から成熟期までを八段階に分け、それぞれにおける特性を示している¹⁴⁾。また「自分自身の日常生活や人間関係を現実に生き生きしたものにする¹⁵⁾」ために、ライフ・スタイルに関する研究も実に多くみられるようになった。そして自らのライフ・コースについて考えることは（言葉の否定的な意味でのマイホーム主義に陥入ることがなければ）、今日の社会においては全ての人に求められているといっている。自らの老後について考えるということは、これらの延長線上に位置づけられるのである。これらが特に女性の生き方と関連させて問われている状況¹⁶⁾についてはあらためてみることにするが、さしあたりE・ジェルピの次のような指摘をみておくこ

とにしたい。「人が生物学的理由によって隠退に追い込まれた時でも、生産、社会、政治、家庭、愛情、文化の各領域におけるその人の役割が消失してしまうというわけではない。隠退は、労働組織、雇用市場、労働力の再配分、生産システムのテクノロジーの変化と関わって決定される¹⁷⁾とするならば、老人（第三の年代）のための政策はどのようなものでなくてはならないか。また彼らの生涯教育は如何にあるべきか。問うべき事柄はあまりに多いといわなくてはならない。さしあたり「その人が、近隣地域で暮し続ける権利、地域共同体のなかに根づいた集団の文化を保存していく喜び、他者が、われわれに準備してくれなかった種々の経験を持つ可能性のなかにある¹⁸⁾」というところを考えていくことになろう。これらのことを前提にしながら、これまでの卒業生のライフサイクルをできるだけとらえてみようというところに、今、われわれはきているところである。

(3)家族政策について

ところで「家族政策」という言葉はわれわれにとって、あまり馴染みがあるものではない、それに対して家庭対策とか家族計画（人口コントロール）という用語はそれなりに用いられてきている。わが国のばあい、戦前における家族制度の桎梏への反撥もあって、諸外国の憲法にみられるような家族保護条項はみられず、24条（婚姻の自由）および25条（生存権）でカバーしているとされている¹⁹⁾。しかし家族政策は言葉としては一般的ではなくとも、実体としては広範囲にわたっているのである。すなわち今日における家族問題の深刻化は政府による諸対策の体系的、統一的な把握が求められているのであり、そうすることによって適切な対策の策定および実施が可能となるのである。このような家族政策をその主要機能に着目して示しているところから考えてみることにしたい²⁰⁾。まず(1)調査、把握機能としては戸籍政策、国勢調査などが代表的な事例としてあげられる。また家族調査などは後にみるように家社会学と密接に関連するものである。つぎに(2)規制するものとして民事政策（結婚、離婚、扶養など）があげられている。さらに(3)援助、強化のための機能としては社会保障政策がある。かつての「社会政策は個人を救済したが、家族（の労働力再生産機能）を援助しなかった²¹⁾」という表現は社会福祉史のなかで吟味されなくてはならないであろう。われわれのテーマである福祉実践が家族政策において、主としてここに包

含されることはいうまでもない。さいごに(4)依存のそれとして租税政策、人的資源確保政策、労働力政策などがあげられている。われわれの研究は(3)を中心として全てに関わっていくものとなることは承知しているが、それだけに多くの研究者との学際的な協力が必要となっていくのであり、そのことを前にして自らの力量を増すためのトレーニングに入っているところである。

おわりに

これまで研究テーマである福祉実践を考えることになった意図(契機)とこれからの方向について述べてきたが、残されたいくつかのことに記しておくことにしたい。さて「入試に出ない歴史たち」というジャーナリストチックな特集のなかに「なお唐突に予告しておくが」として「90年代は家政学の時代となるだろう」²⁹⁾という指摘があった。これを、いわゆる「Xデイ」³⁰⁾を煽るマスコミの風潮と「対」のものである、と考えたのはわれわれのみではないであろう。

他方、「男が手芸や料理の腕をみがくといっても、それは結局趣味ではないか、と反論されるにちがいない。現在ではたしかにその通りなので、家政はやっぱり女のもの、としておいたほうが無難らしい。しかし私はそれでも男の家政について語りたい。家政は本来、男のものだったからである」³¹⁾というところから、今日の家政学について考えてみたいという面も、われわれにはある。ところが次のような叙述から、家政学の栄ある未来へとストレートに結びつけることは甚だむずかしいのである。「いまこの荒々しくかつ活力のある、ゴーイング・マイ・ウェイの個人主義の時代が終り、新たに、個人の時代が開けつつある。……大きな進歩、展開がないだけに国家・社会は成熟し、革命・戦争をも辞さない³²⁾へだての気力・活力・男性的気風は後退し、代って体制のなかで調和と連帯に生きようとする、³³⁾うなぎの女性的感覚が社会の優位を占めることとなる。かつて社会に家庭に発揮されていた男性の統制能力は大きく失われ、女性が否も応もなく社会の前面に押し出され、個人として折出される(傍点は著者、下線は引用者)」³⁴⁾ような状況はたしかにいわれるとおりである。

下線の部分を具体的にみておこう。「拘束システム」としての家族は次のようである。すなわち「母性の自己の存在証明の対象が『家』から『夫や子ども』という他者に移ったのみで、その移行が大きな変化であったもの

の、女性の役割は小さな家族の中に隔離された主婦」³⁵⁾でしかなかった。これに対して「支援システム」としての家族の実現が女性の出産機能と育児のそれを分離することで達成される、ということは古くからいわれてきたことであった。

こうしたなかで「生産の場が『家』から分離されることによって家政は家事に矮少化され、家政の頭脳にあたる家父と主婦の人間の共存関係が見失なわれてしまった……そこに今日の家政学の不人気がある」といわれても、そして、どう「逆に考え」たとしても「家政学」が人気をとりかえず(といて、よもや17世紀に戻ることはあるまい)ことはできないのではないか³⁶⁾。もっとも、それは性役割や性分業についての指摘がようやく活発になってきた状況のなかで、やや戸惑っている私たちの感想なのでもあるが……。

そうした感想をもつに至ったことについて、さらに考えてみたい。HEIB問題をめぐって「家政学の本質は未だ明確なものとはなっていない。そして現在の家政学はあまりにも自然科学的であるという体質」³⁷⁾が強い、という指摘がある。さきに「生産場面」から切り離された現代の家庭について述べられていた。すなわち「消費生活」の場としての家庭に対する専門職としてのHEIBの登場であった。それは消費者運動を家政学の中にどう位置づけるかという課題であるとされている。この問題について、学会が家政系大学にアンケートをとっている。「児童学」系の回答がHEIBについて「全く知らない」か「ほとんど関心がない」というところに、私たちは家政学とは何か、あらためて問わざるを得なくなったのである。

日頃、学生たちとの会話のなかで、彼女たちの意識の中で「家政学」の占める比重が余り大きくないこと、それはけっして「児童学」専攻の学生に限らないことを、私たちは知っている。といて「家政学」を、私たちが全く無視し、自らの専門にとじこもっていいとは思っていない。だからこそ、われわれの立場から何らかの寄与ができるのではないかと、できるとすればそれは何なのかを考えてみたいと思ったのである。すでにいくつかの学際的・協同的研究を私たちはみている³⁸⁾。これらをふまえたなかで「これからの家庭経営と女性」³⁹⁾について、私たちは考えていきたいと思っているし、老人介護に代表されるような福祉実践のこれからについて何らかの示唆を得ることができるのではないかと、思っている。

註

- 1) 三角同(他): 施設実習の常識—保母をめざす人のための66項, 蒼丘書林(東京) 1982, 同: 「障害」を負って生きる, 本間・岡本編 保育入門 小林出版 1984, 同: 私の授業実践—「養護原理Ⅱ」を中心に, 全国保母養成協議会第25回研究大会発表論文集所収 1986 保延成子: 保育実習の現状と今後の課題—その4—学部における保母養成のあり方, 全国保母養成協議会第25回研究大会発表論文集所収 1986
- 2) 三角同(他): 幼稚園・保育園実習の常識—成果をあげるポイント66, 蒼丘書林(東京) 1981, 本間真宏: 実習の発展—各教科への発展 田中・松本編 保育・教育実習 福村出版 1983
- 3) 三角同・保延成子: 保育者養成と社会福祉実習, 東京家政大学研究紀要第26集所収 保延成子: 保育実習の現状と今後の課題—その5—全国保母養成協議会第26回研究大会発表論文集所集 1987
- 4) 小林捷哉: 介護福祉士制度と専門職養成教育, 第6回保育セミナー資料 1987 仲村優一: 社会福祉改革の視点と方向, 母子研究第8号 社会福祉法人真生会社会福祉研究所 1987
- 5) 本間真宏: 地域福祉, 京極他編 社会福祉 チャイルド本社 1987 さらに本稿と同時に, 私たちは「児童福祉活動の方法」について, 実践をふまえた著作の刊行を具体化している。そのことについても記しておくべきであろう。
- 6) 短大保育科61年度卒業の郭賢珠さんに本当に感謝している。さらに彼女が第1回全国保母養成協議会関東ブロックの学生研究発表会において, 素晴らしい日本語で発表したことも記しておくべきであろう。
- 7) 大村(旧姓小林)敬子さん(埼玉県立所沢中央高校家庭科担当)である。私たちが計画していたところの, この研究が彼女との出会いによって新たな広がりを得たことに感謝している。
- 8) 本間真宏: 社会福祉論—21世紀に向けて 相川書房(東京) 1986 pp. 70~71
- 9) 大村敬子: 高校家庭科における福祉教育のあり方について—現代の社会福祉サービスの体系的理解とボランティア活動 昭和61年度埼玉県長期研修報告等研修報告書集録 1987 pp. 419~422
- 10) E・Gelpi(前平訳): 生涯教育—抑圧と解放の弁証法 東京創元社 1983, pp. 92~93
- 11) 仲村優一他: 現代社会福祉事典 全国社会福祉協議会(東京) 1982, p. 445
- 12) <注8>の文献 pp. 19~20
- 13) 小松・本間他著: 社会福祉の方法 建帛社(東京) 1982, p. 35
- 14) 三角同: 子どもからの離陸, 大場・本間編著 子ども概論 蒼丘書林(東京) 1986, p. 82 なおライフ・ステージについて次の論文が参考になる。直井道子: 年令と性の社会学的考察, 社会老年学 東京大学出版会(東京) Vol3所収
- 15) 渡辺潤: ライフスタイルの社会学—対抗文化の行方 世界思想社(京都) 1982, p. 207
- 16) まだ一般化しえないでいるが, 保延成子「私の軌跡—助手論序説」第9回子どもと保育研究会(1986)での口答発表はそのひとつの試みであった。なお原・杉山編: 働く女たちの時代 日本放送出版協会(東京) 1985を参照のこと
- 17) <注10>の文献 p. 99
- 18) <注10>の文献 p. 102
- 19) 福島正夫編: 家族 政策と法・1総論 東京大学出版会(東京) 1975, pp. 40~41
- 20) 副田義也: 家族政策の展開と危機, 一番ヶ瀬・古川編 現代家族と社会福祉 有斐閣(東京) 1986, p. 15
- 21) <注19>の文献 p. 56
- 22) 「朝日ジャーナル」Vol 29 No 24 p. 17
- 23) たとえば法学セミナー増刊総合特集シリーズ 29 「これからの天皇制」日本評論社(東京) 1985, を参照のこと。
- 24) 飯塚信雄: 男の家政学—なぜ<女の家政>になったか 朝日新聞社(東京) 1986, p. 7
- 25) 木村尚三郎: 家族の時代—ヨーロッパと日本—新潮社(東京) 1985, pp. 222~223
- 26) 目黒依子: 個人化する家族 勁草書房(東京) 1987, p. 118
- 27) <注24>の文献 p. 232 ただし次のような指摘は十分に考えなくてはならない。すなわち「家政学は人類学や教育学, 心理学, 医学などの成果や研究方法をどしどしとり入れて, 家という場でそれを考えればよい」 p. 237 というのである。

- 28) 日本家政学会編：消費者問題と家政学 光生館
(東京) 1985, p. 13
- 29) たとえば美土路達雄編著：北のくらしと家政学—
地域社会の発展条件と生活研究の課題 北海道大学
図書刊行会(札幌) 1987 九州家政学総合研究会編：
高令化社会と家庭生活 九州大学出版会(福岡)
1987, など.
- 30) 大鹿淳子他著：ホームエコノミックスと女性 昭
和堂(京都) 1987, 第5章

謝 辞

私たちの研究に対し昭和61年度, 特別研究費の交付が
ありました. 記して感謝します.